

令和 元 年度

第9回 第一農地部会定例会議事録

令和元年12月26日（木）

上越市役所第一庁舎 4階 401会議室

令和元年度第9回第一農地部会定例会議事録

日時 令和元年12月26日(木) 午後2時
場所 上越市役所第一庁舎 4階 401会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1番 古川 政繁	2番 荒川 俊治	3番 池田 京子
4番 五十嵐 彰	5番 小幡 利夫	6番 佐藤 徳司
7番 高島 信雄	8番 金子 昭榮	9番 久保埜 徳雄
10番 新井 修一	11番 八田 賢司	12番 上原 孝
13番 小林 広良		

(2) 農地利用最適化推進委員

1番 竹内 浩行	2番 内藤 義一	3番 滝本 武夫
6番 加藤 俊彦	7番 杉田 喜慶	8番 飯塚 一憲
9番 稲葉 栄	10番 近藤 晴夫	12番 杉田 藤一
13番 平野 宏一	14番 荻原 松男	15番 小林 政秋
16番 齊藤 啓治	19番 小林 正義	20番 嶋田 勝
21番 清水 強	22番 上原 清則	23番 高宮 文男

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗本 修一
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
	主任	橋立 理
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	主任	宮澤 雅則
清里区駐在室	副主任	井田 義之
名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

4 番 五十嵐 彰 10 番 新井 修一

(2) 議事

(合併前の上越市)

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消について
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 3 号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(清里区)

議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について
議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

(名立区)

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

5 会 議

	<p>議長（部会長）あいさつ後、部会を開会</p>
議 長	<p>これより第9回第一農地部会を開催いたします。</p>
議 長	<p><資格審査> はじめに本日の出席状況であります。第一農地部会委員数13人で出席委員が全員でありますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立いたします。</p>
議 長	<p><議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号4番 五十嵐 彰 委員、議席番号10番 新井 修一 委員の両名を指名いたします。 議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>(合併前の上越市分の議案) <議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内20件、3年超6年以内9件、6年超10年以内43件、10年超29件で合計101件、利用権移転1件、所有権移転6件です。それでは、上程いたします。 はじめに利用権設定、期間3年以内、番号844番から863番までの20件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 2頁から4頁まで、利用権設定、期間3年以内、番号844番から863番までの20件で、再設定16件、新規4件となります。 新規設定について、ご説明いたします。2頁844番は、農地利用集積円滑化団体を通じアグリパートナーへ貸し付けていた農地について期間満了に伴い、これまで耕作していたアグリパートナーの構成員である譲受人が、引き続き農地利用集積円滑化団体を通じ借り受けて耕作するものです。</p>

	<p>また、譲受人においては自己所有地についても農地利用集積円滑化団体を通じアグリパートナーへ貸付を行っておりましたが、こちらも 11 月末で期間満了となっております。この農地と合わせ耕作を行うものです。</p> <p>3 頁 857 番と 4 頁 858 番の 2 件についても、農地利用集積円滑化団体を通じアグリパートナーへ貸し付けていた農地ですが、この度解約し別農家へ貸し付けるものです。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
(事務局) 久保 埜	<p>議 長 続きます。利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 864 番から 872 番までの 9 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>5 頁と 6 頁、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 864 番から 872 番までの 9 件で、再設定 5 件、新規 4 件となります。</p> <p>番号 866 番は旧借り手の方の労力不足により新たに別農家の方へ貸し付けるものです。なお、使用貸借 0 円となっておりますが、圃場条件が良くないためです。</p> <p>番号 869 番は、農地利用集積円滑化団体を通じアグリパートナーへ貸し付けていた農地の合意解約に伴い、新たに別の担い手農家へ貸し付けるものです。</p> <p>871、872 番は旧借り手の方の労力不足により別農家へ貸し付けるものです。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きます。利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 873 番から 915 番までの 43 件のうち、小林委員関連の番号 907 番から 911 番までと金子委員関連の番号 914 番と 915 番を除く 36 件について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>(事務局) 久保 埜</p>	<p>7 頁から 13 頁まで、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、小林委員関連の番号 907 番から 911 番までと金子委員関連の番号 914 番と 915 番を除く 36 件で、再設定 9 件、新規 27 件です。</p> <p>番号 873 番と 874 番については、旧借り手の方の耕作不便により近隣で耕作を営む方が新たに借り受けるものです。</p> <p>876 番及び 878 番から 899 番までの新規案件は、地区内で新たに設立された農事組合法人と今後、地域の担い手として耕作される方へ農地を貸し付けるものです。なお、この新設法人については、先月 21 日に設立され、昨日、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者となっております。構成員は 40 名で経営規模は 40.4ha となる予定です。</p> <p>また、今回借り受ける両者とも、人・農地プランで地域の担い手として搭載される予定です。</p> <p>891 番から 899 番は、農地利用集積円滑化団体を通じアグリパートナーへ貸し付けていた農地の合意解約に伴い、新たに別の担い手農家へ貸し付けるものです。</p> <p>906 番は貸人の労力不足により、912 番 913 番は期間満了に伴い別農家へ新たに貸し付けるものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、小林委員関連の番号 907 番から 911 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連いたします小林委員は退席をお願いいたします。</p>
<p>(事務局) 久保 埜</p>	<p>11 頁と 12 頁、小林委員関連は番号 907 番から 911 番までで、いずれも再設定となります。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>特に質問等がないようですので、小林委員関連の番号 907 番から 911 番までの 5 件を決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、小林委員の退席を解除します。(小林委員 復席)</p> <p>小林委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。</p>
議 長	<p>続きまして、金子委員関連の番号 914 番と 915 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連いたします金子委員は退席をお願いいたします。</p>
(事務局) 久保埜	<p>12 頁と 13 頁、金子委員関連は番号 914 番と 915 番で、いずれも再設定です。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、金子委員関連の番号 914 番と 915 番の 2 件を決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、金子委員の退席を解除します。(金子委員 復席)</p> <p>金子委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。</p> <p>続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 916 番から 944 番までの 29 件です。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>14 頁から 18 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 916 番から 944 番までの 29 件で、いずれも新規案件です。</p> <p>全ての新規案件につきましては、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。なお、使用貸借による契約については、苗代と</p>

	<p>して利用し、かつ維持管理をお願いするということで使用貸借での契約となっております。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権移転、番号 945 番の 1 件です。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>19 頁、利用権移転、番号 945 番の 1 件です。旧借り手の方が新借り手である法人の構成員となるため利用権を移転するものです。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>最後に所有権移転、番号 946 番から 951 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>20 頁、所有権移転、番号 946 番から 951 番までの 6 件です。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田 35 筆の 29,009 m²です。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。</p>
	<p><議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p>
議 長	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内 11 件、権利の移転、3 件です。</p> <p>権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 81 番から 91 番までの 11 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。</p> <p>22 頁から 23 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、整理番号 81 番から 91 番までの 11 件です。</p> <p>この案件は、10 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 109 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、権利の移転、番号 92 番から 94 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>24 頁、権利の移転、番号 92 番から 94 番までの 3 件です。</p> <p>いずれも農地の集約化による賃借権の移転です。</p> <p>これら案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消について」></p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の期手による許可の取消について」番号 1 番の 1 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>25 頁、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消について、番号 1 番の 1 件です。</p> <p>この案件は、平成 30 年度第 12 回第一農地部会で許可された案件であります。売買契約が不成立になり、申請者から許可の取消について申請されたものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 844 番から 905 番までの 62 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保 埜	<p>26 頁から 34 頁まで記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、62 件の届出書を受理しましたので報告いたします。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」2 件、「他者へ貸付」42 件、「他者へ貸付予定」17 件、「転用」1 件の計 62 件です。</p> <p>このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	特に質問等がないようですので、報告第1号の62件を承認いたします。
議長	<p><報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号145番から154番までの10件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>35頁、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号145番から154番までの10件の届出書を受理したのでご報告いたします。</p> <p>転用目的は、「敷地拡張」2件、「一般個人住宅」6件、「駐車場」1件、「資材置場」1件の計10件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	特に質問等がないようですので、報告第2号の10件を承認いたします。
議長	<p><報告第3号「農用地利用集積計画の変更について」></p> <p>報告第3号「農用地利用集積計画の変更について」、番号41番と42番の2件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 久保埜	<p>37頁、報告第3号「農用地利用集積計画の変更について」、番号41番と42番の2件です。いずれも小作料の減額による変更です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	特に質問等がないようですので、報告第3号の2件を承認いたします。
議長	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	<p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7107番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>

(中郷区) 相 葉	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 7107 番の 1 件です。</p> <p>この案件は、譲受人が経営規模拡大に伴い、譲渡人に打診したところ承諾を得られたことから、売買するものです。</p> <p>この案件につきましては、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事用件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7107 番の 1 件を原案のとおり許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。議案第 1 号の 1 件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 3 件、3 年超 6 年以内 2 件、6 年超 10 年以内なし、10 年超 1 件で合計 6 件、利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。</p> <p>利用権設定、期間 3 年以内、番号 7238 番から 7240 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 相 葉	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>3 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7238 番から 7240 番までの 3 件で、すべて再設定となります。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7241番と7242番の2件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 相 葉	<p>4頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7241番と7242番の2件で、新規1件、再設定1件となります。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間10年超、番号7243番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 相 葉	<p>5頁、利用権設定、期間10年超、番号7243番の1件で、新規となります。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

議長 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7135 番の 1 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区) 6 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知
相葉 知について」、番号 7135 番の 1 件の届出書を受理しましたので報告いたします。
本案件は合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」です。
備考欄に関連する前述の議案の頁と整理番号が記載してあります。
以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 1 件を承認いたします。

議長 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

(板倉区駐在室分の議案)

<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 15 件、3 年超 6 年以内 3 件、6 年超 10 年以内 7 件、10 年超なしで合計 25 件、利用権移転なし、所有権移転 7 件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 7688 番から 7702 番までの 15 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。
宮澤 2 頁から 4 ページ、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7688 番から 7702 番の 15 件で、いずれも再設定となります。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7703番から7705番の3件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 宮 澤	<p>5頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7703番から7705番の3件で、新規2件、再設定1となります。</p> <p>新規2件のうち番号7703番は、譲受人の変更によるものです。番号7704番は今まで自作でしたが、経営規模縮小のためこのたび利用権設定を行うものです。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7706番から7712番までの7件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 宮 澤	<p>6頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7706番から7712番までの7件で、新規2件、再設定5件となります。</p> <p>新規の2件は、いずれも経営規模縮小を理由に利用権設定を行うものです。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>最後に所有権移転、番号7713番から7719番の7件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 宮 澤	<p>7頁、所有権移転、番号7713番から7719番の7件です。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、田19筆で35,894㎡、畑3筆で486㎡、合計22筆で36,380㎡です。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。</p>
議 長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7524 番から 7536 番の 13 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 宮 澤	<p>8 頁から 9 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、13 件の届出書を受理しましたので報告いたします。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」2 件、「他者へ貸付」1 件、「他者へ売却」10 件です。</p> <p>番号 7524 番と 7525 番は経営規模縮小を理由に解約するもので、返還後は地主耕作となっておりますが困難な状況であり、所有者が周辺農地の耕作者に耕作していただけるようお願いしていると伺っています。</p> <p>備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号の 13 件を承認いたします。</p>

議長

次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」>

議長

議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号8102番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(清里区)
井田

議案第1号、「農地法第4条第1項許可申請について」、番号8102番の1件です。番号8102番は、上田島地内の自己所有地内の農地に「ビニールハウスの乗入口の設置とハウス内一部に水耕栽培用施設の設置」をするものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、事業計画は、「ビニールハウスの乗入口と水耕栽培施設の設置」であり、許可基準の「農業用施設」に該当するため、許可は可能となります。

しかしながら、すでに乗入口の舗装と水耕栽培施設設置個所の土間コンの打設が完了していることから、申請人から顛末書を提出させるとともに12月10日の現地確認の結果、計画どおりの利用形態であったため原状回復は求めておりません。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。
以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので採決に入ります。議案第1号「農地法第4条第1項について」、番号8102番の1件を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。
議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内1件、期間6年超10年以内3件、10年超3件です。それでは上程いたします。

はじめに権利設定期間3年以内、番号8235番1件について事務局の説明を求めます。

(清里区) 井 田	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。いたします。</p> <p>5 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 8235 番の 1 件で再設定です。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8236 番から 8238 番までの 3 件のうち、上原委員関連の番号 8236 番を除く 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 井 田	<p>6 頁、利用権設定、6 年超 10 年以内、上原委員関連の番号 8236 番を除く 2 件で、再設定が 2 件です。</p> <p>これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、上原委員関連の整理番号 8236 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連いたします上原委員は退席をお願いいたします。</p>
(清里区) 井 田	<p>6 頁、上原委員関連番号 8236 番の 1 件で新規となります。</p> <p>貸人が労力不足となったことから、近隣で耕作する借受人との合意が整ったため申請するものです。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問がないようですので、上原委員関連の整理番号 8236 番の 1 件を決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、上原委員の退席を解除します。(上原委員復席) 上原委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたのでお知らせしておきます。</p>
議 長	<p>続きまして、利用権設定、期間 10 年超、整理番号 8239 番から 8241 番までの 3 件について事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 井 田	<p>7 頁、利用権設定、10 年超、整理番号 8239 番から 8241 番までの 3 件で新規 3 件です。 全ての新規案件につきまして、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。 これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しとしました。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。</p>

議 長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8133番から8139番の7件を報告いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 井 田	<p>8頁記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、7件の届出書を受理しましたので報告いたします。 本案件は合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」2件で、「他者へ貸付予定」が5件です。 このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号の7件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第2号「農用地利用集積計画変更について」> 報告第2号「農用地利用計画変更について」番号8102番から8111番の10件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 井 田	<p>9頁、10頁記載のとおり「農用地利用集積計画変更について」10件の届け出書を受理しましたので報告いたします。 本件は賃貸料の変更で、10アール当たり10,000円を8,000円に変更するものです。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。 (名立区駐在室分の議案)</p>
議 長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9508番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 山 邊	<p>1頁、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、番号9508番の1件の届出を受理しましたので報告します。借り受け人の労力不足により</p>

合意解約するもので、返還後は休耕となっていますが、所有者が周辺農地の耕作者に耕作していただけるようお願いしていると伺っています。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。

議 長

以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

本日の農地部会を終了いたします。(午後3時40分)